

# 青森県報

第三千三百二十八号

平成二十二年  
十二月十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……… (健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 四

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…………… (同) …… 四

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (河川砂防課) …… 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正…………… (同) …… 五

公 告…………… (農村整備課) …… 六

地籍調査の成果の認証…………… (農 民 局) …… 六

出先機関…………… (上北地域) …… 六

道路の位置の指定…………… (同) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第八百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三上眼科医院	五所川原市字旭町五九	平成三二年三月三十一日
スマイル薬局黒石店	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	三二年三月三十一日

青森県告示第八百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サカ工業局三奈 スマイル薬局黒石店	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一六の一 黒石市ぐみの木二丁目六七の五	平成三〇・二・四 三〇・二・一

青森県告示第八百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	弘前レディースクリニック はすお	弘前市大字駅前町八の一大 町タウンビル三F	平成三〇・二・一
変更後	弘前レディースクリニック		

青森県告示第八百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社N E O	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	訪問介護	訪問介護あつき	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	平成三〇・九・二〇
株式会社あつら	青森市大字幸畑字松元五八の三〇一ボタカシゲ一〇三号	"	ヘルパーステーションのり	弘前市大字城南二丁目一四の六	三〇・二・一
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	福祉用具貸与	十和田第一病院福祉用具貸与事業所	十和田市西四番町二の七	"

青森県告示第八百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定期日
株式会社N E O	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	介護予防訪問介護	訪問介護あつき	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	平成三・九・二〇
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三〇一〇三三号	"	ヘルパーステーションのり	弘前市大字城南二丁目一四の六	三・二・一
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	介護予防福祉用具貸与	十和田第一病院福祉用具貸与事業所	十和田市西四番町二の七	"

青森県告示第八百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	十和田第一病院福祉用具貸与事業所	十和田市西四番町二の七	平成三・二・一

青森県告示第八百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	十和田第一病院福祉用具貸与事業所	十和田市西四番町二の七	平成三・二・一

青森県告示第八百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社 ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業者
訪問介護	訪問介護	居宅介護 事業者の種 類	居宅介護 事業者
ヘルパー センター ヨシノ ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	名称	居宅介護 事業者
八戸市青葉 三丁目一六 の五	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	所在地	居宅介護 事業者
平成 三・四・一	平成 三・四・一	年月日	年月日 更

青森県告示第八百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
株式会社 ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業者
訪問介護	訪問介護	介護予防 事業者の種 類	介護予防 事業者
ヘルパー センター ヨシノ ゆとり	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	名称	介護予防 事業者
八戸市青葉 三丁目一六 の五	八戸市諏訪 二丁目六の 一八	所在地	介護予防 事業者
平成 三・四・一	平成 三・四・一	年月日	年月日 更

青森県告示第八百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
株式会社 ゆとり	八戸市諏訪二 丁目六の一八	主たる事務 所の所在地	居宅介護 支援事業者
居宅介護支 援事業所ゆ とり	居宅介護支 援事業所ゆ とり	名称	居宅介護 支援事業者
八戸市青葉三 丁目一六の一 五	八戸市諏訪二 丁目六の一八	所在地	居宅介護 支援事業者
平成 三・四・一	平成 三・四・一	年月日	年月日 更

青森県告示第八百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
みさわ市民薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の五	平成三三・一

青森県告示第八百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、次の

とおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	ピリープ訪問看護ステーション八戸	八戸市長苗代二丁目二〇の 一オフィス長苗代二のC	平成二〇・八・一
変更後		八戸市類家四丁目八の一	

青森県告示第八百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社平安堂薬局 ジャスコ店	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の一	平成三・三・一

青森県告示第八百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日

大沢田一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

青森県知事 三 村 申 吾

標柱番号	市町村名	大字名	字 名	地 番
一	十和田市	大沢田	大沢田	一の一
二	"	"	"	六八の一
三	"	"	"	七
四	"	"	"	一四の一
五	"	"	"	一四の二
六	"	"	"	五一の一
七	"	"	"	二九
八	"	"	"	二六
九	"	"	"	一三の六

青森県告示第八百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、平成十八年三月八日青森県告示第七十四号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号を次のとおり改める。

二 今別二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び

標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（漁港施設を除く。）。この場合において、標柱八号と標柱九号を結んだ線は漁港施設官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡今別町	今別	今別	一六の一
二	"	"	"	一六の一
三	"	"	"	一六の一
四	"	"	"	一六の一
五	"	"	"	四四の二
六	"	"	"	一七五地先海浜地
七	"	"	"	一七五地先海浜地
八	"	"	"	一七五
九	"	"	"	一七五

**公 告**

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市	市町村名	大字名	小字名
岩渡	大 字 名	小 字 名	小谷の一部

**出 先 機 関**

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市大字三本木字下平九三の一	九七・六七メートル	六・〇〇メートル	平成 三二・二

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------